





## ■ 土砂災害特別警戒区域とは？

### 「土砂災害特別警戒区域（通称：レッド区域）」

土砂災害の恐れがある区域で、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に、著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。  
対策工事により安全性が確保されたと認められる場合等区域指定の事由がなくなったと認められる場合には解除される。

### ※土砂災害警戒区域（通称：イエロー区域）

住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。指定されると市町に避難体制の整備やハザードマップによる周知が義務づけられる。

## ■ 土砂災害特別警戒区域に指定されると？

- 特定の開発行為に対する許可制…住宅分譲地や災害時要配慮者開通施設のための開発行為は、土砂災害を防山する工事が実施されるものに限って許可されます。
- 建築物の構造規制…居室を有する建築物は、想定される土石の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
- 建築物の移転等の勧告…土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対する、移転等の勧告が図られます。

※「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者がレッド区域内の宅地又は売買するにあたっては、レッド区域における制限内容等の重要事項説明が義務づけられます。

・「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、人家、学校等があるR区域内で、太陽光発電施設を設置することにより、災害を軽減するおそれがないことが明らかな場合でなければ、太陽光発電施設の設置はできません。

## 同時開設！フェニックス共済説明窓口

フェニックス共済（住宅再建共済制度）は県が実施する公的な住宅再建支援制度です。  
年額5千円の負担金で加入でき、土砂災害のほか、地震、水害などの自然災害で住宅に被害を受けた場合、最大600万円（住宅再建の場合）の給付金をお支払いする制度です。

上記会場でフェニックス共済の説明窓口も設けておりますので、是非加入をご検討ください。

【問合せ先】○○○県民局総務企画室総務防災課  
フェニックス共済加入促進員〇〇〇〇  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

 フェニックスセーフター  
ほほ々

## ■ 土砂災害特別警戒区域等のイメージ図

